

§ 2 環境基本計画の推進

1 環境基本計画の概要

青梅市環境基本計画は、環境にかかる諸政策を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる計画です。将来においても青梅市が住み良い環境を形成していくため、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して取り組むこととし、各主体の環境へのかかわり方を示しています。青梅市の環境特性を生かした環境と調和したまちづくりを目指しています。

この計画の策定に当たっては、約30名の市民が参加した「市民会議」が中心となって、市内の検討組織と協働して平成17年3月に策定しました。

平成27年3月には、10年の計画期間を迎えたことから社会情勢に合わせる形で改定を行い、第2次青梅市環境基本計画として策定し、各施策を推進しています。

(1) 計画の位置付け

青梅市環境基本条例第8条にもとづき、青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置付けられます。

(2) 計画の対象とする範囲

生活環境の保全、自然環境の保全、ごみ削減・資源化、エネルギー、生物多様性、温暖化対策等の地球規模の環境問題に対応した地域社会からの行動、およびそれらを推進していくための仕組みづくり（情報提供、連携、教育など）を対象とします。

(3) 計画の期間

平成27年度を初年度として10年間とします。

(4) 計画を推進するに当たっての基本理念

○環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

○環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

○地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(5) 計画の基本的な考え方

○震災による市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進

○市民と行政の協働による環境対策の推進

○民間と行政の協働による環境対策の推進

○分野横断的な環境対策の推進

(6) 計画全体の望ましい環境像を支える6つの環境テーマ

青梅市環境基本計画の目標は、「計画全体の望ましい環境像」とそれを支える6つの環境テーマ（緑、水、大気、ごみと資源、エネルギー、ひと）

の望ましい環境像からなっています。

私たちは、6つの環境テーマで示された基本方針ごとの取組みと重点アクションを進めることにより、望ましい環境像の実現を図っていきます。

(7) 計画全体と各環境テーマのキャッチフレーズおよび基本方針

☆美しい自然のふるさと青梅～豊かな環境を未来に引き継げるまち～

○緑…青梅の緑から地球の緑へ

- ・緑豊かな森林を守り、育て、活かす
- ・身近な自然を守り、育てる
- ・恵み豊かな農地を活かす
- ・人と動植物との共生を実現する

○水…流域市民を結ぶ、水の生まれるまち

- ・豊かな水源を保全する
- ・清冽な水質・豊かな水量を守る
- ・地域に根付いた水辺空間を再生する

○大気…澄んだ空気と思いやりのあるまち

- ・化学物質から大気環境を守る
- ・自動車による負荷から大気環境を守る
- ・生活に伴う負荷から大気を守る

○ごみと資源…創造に満ちあふれる循環型社会のまち

- ・4 Rを推進する
- ・廃棄物を適正に処理する

○エネルギー…持続可能で環境負荷の少ないまち

- ・エネルギーを有効に活用する
- ・エネルギーの地産地消を推進する

○ひと…市民がつくる未来のふるさと＝循環と共生のまち

- ・こころが通い合う「ふるさと」を育む
- ・環境のためのネットワークを共に創る
- ・自然を育む文化・歴史を伝え創造する
- ・マナーを守る地域コミュニティを育む

(8) 重点アクションの基本方針

○低炭素社会の構築-地球温暖化対策実行計画(区域施策編)-

- ・省エネルギー対策の推進
- ・再生可能エネルギー等の導入促進
- ・低炭素型の交通システムへの転換
- ・森林の整備による吸収源対策の推進

○循環型社会の更なる推進

- ・4 Rの推進
- ・ごみ削減強化と資源化の推進
- ・バイオマスエネルギーの応用
- ・農産物等の地産地消の推進

○生物多様性の保全

- ・「知る」～生物多様性への理解の促進
- ・「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生
- ・「伝える」～生物多様性の継承
- ・「参加する」～協働による生物多様性への取組

- (9) 青梅市生物多様性地域戦略「青梅ひとと生き物イキイキプラン」の策定
重点アクション「生物多様性の保全」のアクションプランとして平成
30年8月に「青梅ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。

本プランでは、目指すべき将来像を「山・里・川・まち～自然の恵み
を守り、活かし、みんなで未来につなぐまち青梅～」としております。
市のみならず、市民、市民団体、事業者、専門家、滞在者など、青梅に
関する全ての人々により、自然の恵みにあふれた青梅を未来に引き継げ
るよう、取組みを進めていきます。

(ア) 計画の位置付け

本市における生物多様性地域戦略として策定したものであり、国や東
京都の計画や、本市の上位計画である「第6次青梅市総合長期計画」「第
2次青梅市環境基本計画」等、関連計画との連携と調整をはかりつつ、
さまざまな主体の参画と多様な分野との連携をはかりながら進めていき
ます。

(イ) 計画の対象とする範囲

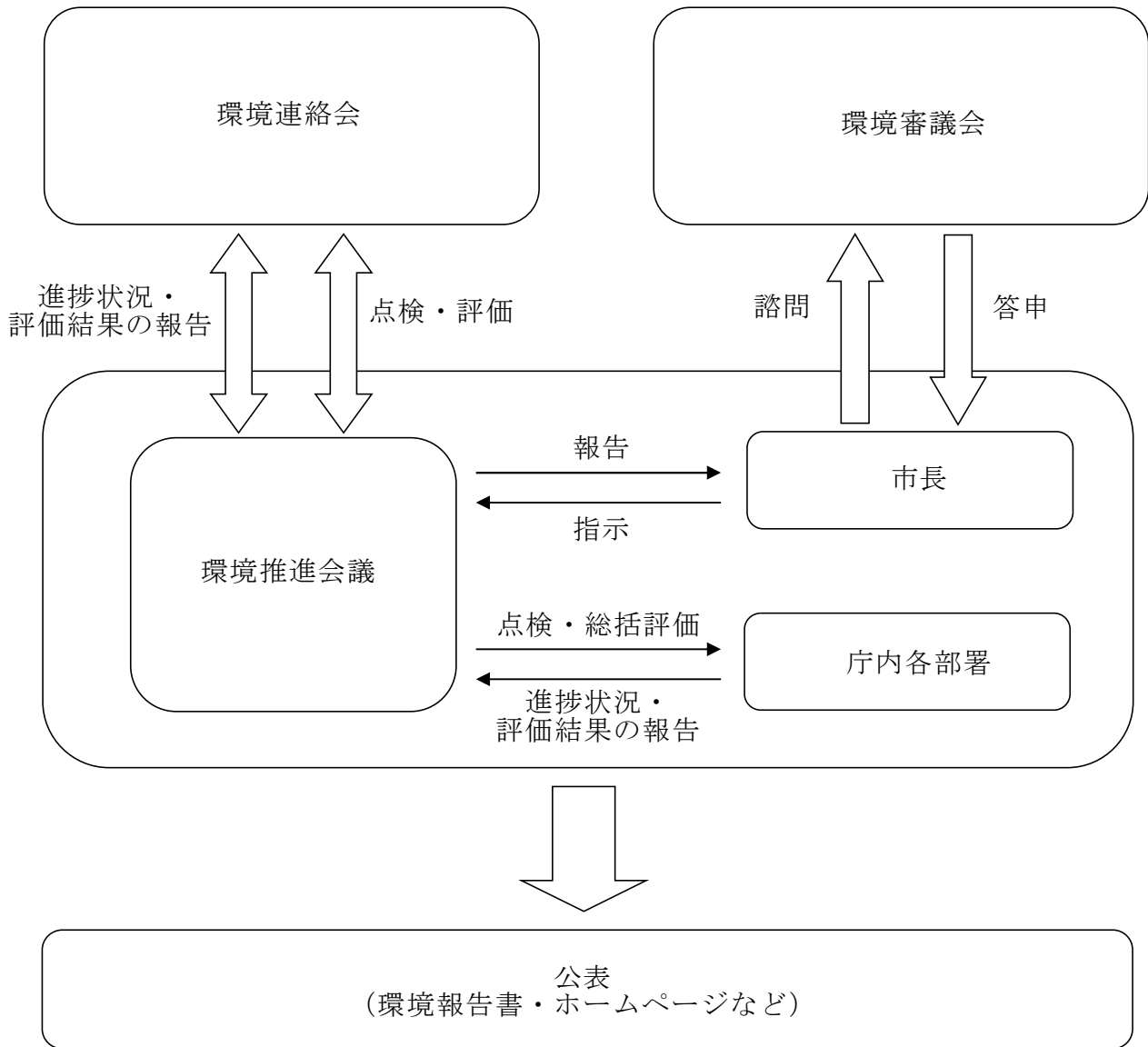
本戦略の対象区域は、本市全域とします。

また、本市を構成する地形は、隣接する自治体とのつながりをもって
成り立っているため、周辺地域との連続性を考慮した取組みを検討する
必要があります。そこで、必要に応じて広域的な取組の連携について検
討を行います。

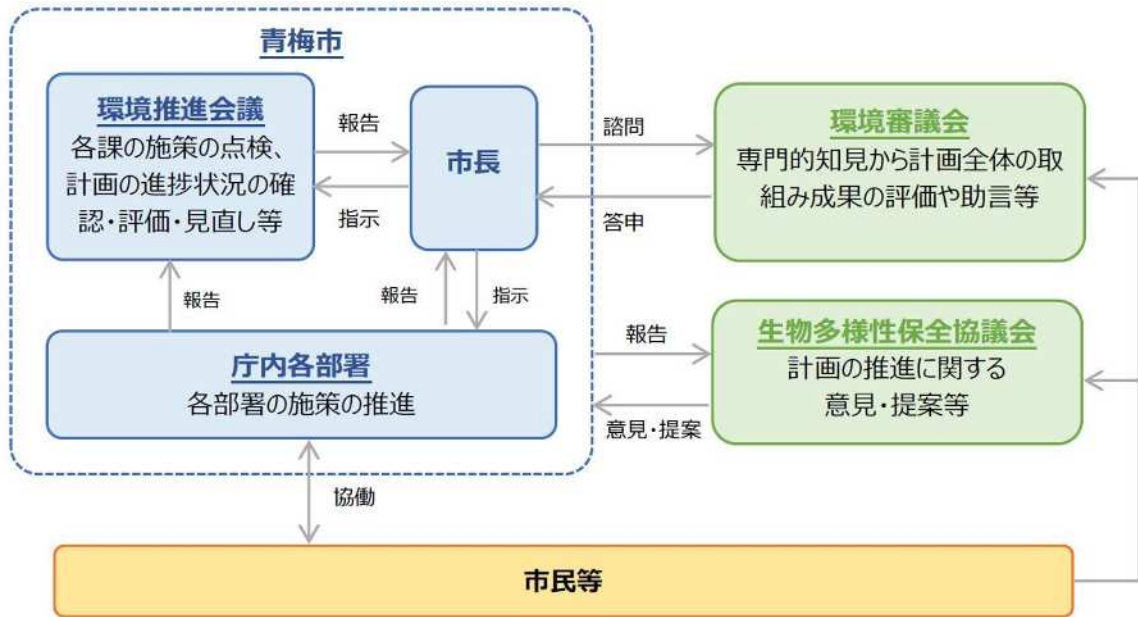
(ウ) 計画の期間

平成30年を初年度として10年間とします。

2 環境基本計画の推進・進行組織



3 青梅ひとと生き物イキイキプランの推進体制



4 環境推進会議

(1) 目的

市のすべての課を横断する組織として、環境に係る施策を推進し、計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行います。環境連絡会等と連携して協働事業を行います。

(2) 役割

ア 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発

イ 環境連絡会等の市民・事業者との協働事業の実施

ウ 周辺市町村や都、国などと協働して取り組む施策・事業の実施と青梅市から周辺市町村などに対する環境情報の発信

エ 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての点検・評価

オ 施策・事業の点検・評価結果を、環境連絡会と連携し、環境報告書を作成

カ 環境報告書に対する市民、環境審議会等からの意見を踏まえ、次年度以降の年次計画に反映

(3) 青梅市環境推進会議設置要綱

ア 環境の保全等に関する施策について検討し、その円滑な推進を図るため、設置

イ 平成17年9月1日制定

ウ 庁内15名の部課長で構成

(4) 開催状況

第1回 平成31年1月11日

5 環境審議会

(1) 目的

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書やそれに対する市民等の意見をふまえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。また、計画の推進や見直しに当たって市長に助言を行います。

(2) 役割（青梅市環境基本条例第23条第2項に規定する事項）

ア 環境基本計画に関すること。

イ 環境への配慮に関すること。

ウ 環境の保全等についての基本的事項に関すること。

(3) 青梅市環境審議会規則

ア 青梅市環境基本条例（平成14年青梅市条例第34号）第23条第6項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関する必要な事項を定めたもの

イ 平成14年7月20日施行

ウ 公募市民、各種団体等の代表、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員15名以内で構成

(4) 開催状況

第1回 平成30年5月10日

青梅市生物多様性地域戦略について ほか

第2回 平成31年2月22日

木質バイオマスに対する今後の市の取組みについて ほか

6 青梅市環境連絡会

(1) 目的

市民、市民団体、事業者と行政の運営組織として、市の施策・事業の実施に対する点検・評価を行い、計画全体の進捗状況に対する意見・提案を行います。

(2) 役割

ア 取組内容に関する実施主体相互の共通理解と連絡調整

イ 市の施策・事業の実施、計画全体の進捗状況に対しての意見・提案

ウ 環境推進会議等の行政との協働事業の計画立案と点検・評価

(3) 登録団体数

17団体（平成31年3月31日現在）

(4) 開催状況

第1回 平成31年2月1日

(5) 取組事業

事業名	実施期間
クールビス運動	平成30年5月1日～平成30年9月30日
夏至ライトダウン	平成30年6月21日
クール・アースデー	平成30年7月7日
打ち水事業	打ち水ウィーク・・・平成30年7月23日～平成30年8月1日 全市一斉打ち水・・・平成30年7月26日
ウォームビズ運動	平成30年11月1日～平成31年3月31日
エコドライブ運動	通年

7 生物多様性保全協議会

(1) 目的

青梅市における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する施策の推進のために必要な事項について協議します。

(2) 役割

ア 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条にもとづき市が定める生物多様性地域戦略にかかる調査および検討に関すること。

イ 生物多様性の保全等に関する施策の企画および調整に関すること。

ウ その他生物多様性の保全等のために必要な事項に関すること。

(3) 青梅市生物多様性保全協議会設置要綱

ア 生物多様性保全協議会の組織および運営に関する必要な事項を定めたもの

イ 平成27年6月1日施行

ウ 公募市民、学識経験または専門的知識を有する者、各種団体の代表、関係行政機関の職員15名以内で構成

(4) 開催状況

第1回 平成31年2月6日

8 第2次青梅市環境基本計画 平成30年度 市の取組み一覧

- 平成30年度中に実施（前年度以前から実施している場合を含む）
 △ 調査・検討段階
 — 未着手

テーマ				
基本方針	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
	緑	（1） 緑豊かな森林を守り、育て、活かす	ア 森林の管理と保全	
	1 人工林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。 ○ 手入れが行われていない森林を対象に、森林再生事業を推進します。 ○ 水源かん養、土砂流出・崩壊の防備、保健、風致などの機能に応じた保安林の指定により、自然環境・生活環境の保全を図るとともに災害の防止に努めます。 ○ 青梅の森は自然と人が共存できるように里山として整備・保全します。 ○ 松くい虫の防除対策を継続実施します。 ○ スギ・ヒノキ人工林から針広混交林へと誘導し、公益的機能の高い森林への回復を目指します。 ○ 森林保全リーダーを養成していきます。 ○ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 	
	2 協働による森林整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。 ○ 森林ボランティア活動のPRを行います。 ○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ 	
		イ 林業の振興		
		3 林業経営の強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林業従事の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。 	○
		4 地域木材の使用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の公共施設の建設においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。 ○ 地域木材の普及PRを推進します。 ○ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。 ○ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。 ○ 地域木材での木質バイオマス活用を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○
	（2） 育てる身近な自然を守	ア 身近な自然の保全・育成		
	5 身近な自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、公園施設の定期的な点検と計画的な改修を実施し、公園などの若返りを図ります。 ○ 「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」にもとづく保全施策の検討を行います。 ○ 市街地に隣接した丘陵地では、自然環境に影響を及ぼす施設について、適正な規制を行います。大規模な開発や土砂などの処分を目的とした土地の埋立て、盛土および切土は、原則として認めません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ △ ○ 	

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
緑 (2) 身近な自然を守り、育てる	6 市街地の緑の創造	○ 公園緑地等の緑を更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類を選定します。	○	
		○ 幹線道路沿いの限られた空間においては、植栽等に工夫を凝らした人目をひく緑化修景を推進します。	○	
		○ 道路の新設や既存道路の改修等に合わせ、街路樹や植樹帯の整備を推進・促進します。	○	
		○ 保全区域・保存樹木等の指定により、緑の回廊(コリドー)形成に向けた整備に努めます。	○	
		○ 生垣やみどりのカーテン設備など宅地の緑化を推進します。	○	
	7 緑のネットワークづくり	○ 社寺林や屋敷林等の平地林や名木・古木等の保全方策を検討します。	○	
		○ 公園・緑地等の整備に当たっては、計画段階から市民と協働で取り組みます。	○	
		○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。	○	
	イ 自然に親しむ場所の創造			
	8 自然に親しむ場所と機会の創出	○ 自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。	後述の「重点アクション3 (3)」に記載	
○ 環境教育が推進できるような森を整備します。		○		
○ グリーンマップを作成します。		後述の「重点アクション3 (2)」に記載		
○ 森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取り組みを行います。		○		
○ 広場・公園・市の施設、園路などには、できるだけ天然素材を使用します。		○		
○ 個人の庭を公開するオープンガーデンを推奨するための支援策を検討します。		○		
ア 農地の保全				
9 農地の利用集積の促進	○ 交流型農業・観光農業の推進に取り組みます。	○		
	○ 意欲ある農業者や新規就農者等への農地の利用集積を図り、農業経営の安定化と農地の保全を図ります。	○		
10 遊休農地等の活用	○ 市民が土や農業に親しめる市民農園の継続を図るとともに、利用者と協働した管理体制の方策について検討します。	○		
	○ 管理体制が充実した貸し農園、企業や学校などの団体単位で借りられる農園など、新たなタイプの農園整備を検討します。	○		
イ 人と環境にやさしい農業の推進				
11 環境保全型農業の推進	○ 環境保全型農業の推進をPRします。	○		
	○ 事業者や農業団体、都や国と協力し、循環型農法・有機農法等の環境保全型農業の推進に取り組みます。	○		
ウ 農業の振興				
12 農業の担い手の確保・支援	○ 農業の後継者育成、新規就農者の支援等を行います。	○		
	○ 援農ボランティアの育成に取り組みます。	○		
13 地産地消の推進	○ 事業者等と協力し特産物の開発に取り組みます。	○		
	○ 地元産の農産物の販売促進に取り組みます。	○		
	○ 地元産の農産物の学校給食などへの使用を推進します。	○		
	○ 農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者のつながりを深めます。	○		

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
緑	(4) 人と動植物との共生を実現する	ア 多様な動植物を育む自然環境の保全		
		14 青梅市生物多様性地域戦略の策定	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定します。	○
		15 地域の生態系の保全	○ 外来生物等の調査・対策に取り組みます。	○
			○ 希少種の調査・保全に取り組みます。	○
			○ 鳥獣被害の調査・対策に取り組みます。	○
			○ 動物の移動経路を確保する緑の回廊づくりに努めます。	○
16 市民の関心を高める環境整備	○ 市民・事業者と協働して、参加型の自然環境調査を行います。	○		
水	(1) 豊かな水源を保全する	ア 水源の保全		
		1 広葉樹林化による水源かん養	○ 混交林化に取り組みます。	○
			○ 森林ボランティア活動を支援します。	○
		2 水資源(湿地・地下水・湧水等)の保全	○ 地下水の使用量について監視を続けます。	○
		3 水源域の保全	○ 環境を優先した施策を行い、水源域の保全に努めます。	○
		イ 貴重で限りある水資源の有効活用		
		4 雨水の活用	○ 学校、公共施設で雨水を活用します。	○
			○ 市民が雨水の浸透施設を設置することに対し、一部の地域には補助を行います。	○
			○ 市民が雨水を有効活用するための雨水タンクを設置することに対し、一部の地域には補助を行います。	○
		5 節水の推進	○ 節水の取り組みへの参加を呼びかけます。	○
		6 地下水のかん養と適正な河川水量の確保	○ 道路の透水性舗装、雨水浸透ます等の普及を促進します。	○
		(2) 清冽な水質・豊かな水量を守る	ア 河川の水質保全	
7 河川の水質保全	○ 河川の水質調査を継続的に実施します。		○	
	○ 事業所などに対し、排水に関する指導や啓発を行います。		○	
イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進				
8 污水施設未整備地域への対応	○ 公共下水道計画区域外の地域では、浄化槽整備事業を推進します。		○	
	○ 下水道整備の促進、各種排水処理に関し、多摩川流域自治体と情報交換・交流を進めます。		○	
9 農薬や化学物質などによる水質汚染の防止	○ 化学物質等の水質汚染調査を定期的に行い、汚染等があれば対策と指導を行います。	○		
	○ 市民団体と協働で下水道の仕組みを学べる取り組みを行います。	○		
ウ 地下水汚染の防止				
10 土壌汚染対策の推進	○ 不法投棄のパトロールを行います。	○		

テーマ					
基本方針					
取組の方向性					
	具体的施策	市の取組	実施の有無		
水	(3) 地域に根付いた水辺空間を再生する	ア 清流の復活と水生生物の保全			
		11 ごみの不法投棄防止対策の推進	○ 河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。	○	
		12 水生生物等の調査・保全	○ 市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取り組みを訴えます。	○	
		13 河川(水辺空間)の生態系の保全	○ 水生生物等について調査し、生物多様性の保全を推進します。 ○ カワウ対策について、国や都と連携して取り組みを推進します。	○ -	
	大気	(1) 化学物質から大気環境を守る	イ 自然と親しめる水辺の再生と創出		
			14 市民の憩いの場としての水辺空間の整備	○ 河川環境の改善について、国、東京都と連携して取り組みます。	○
				○ 河川で遊ぶことができる場所について、市民や子どもたちの声が反映されるよう、関係機関に働きかけます。	○
				○ 河川のコンクリート製構造物等を見直し、調和のとれた河川環境を目指します。	-
				○ 子どもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備等について検討します。	○
	15 親水事業の充実		○ 河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。	○	
	ア ごみ処理による大気汚染の防止				
	1		ごみ排出量の削減	○ 剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。	
2	ごみの自家焼却等の防止	○			
イ 事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減					
3	有害物質排出量の抑制	○ 事業所などの大気汚染物質の使用について、状況の把握と事業者への指導を行います。	○		
ウ 地球規模の大気汚染防止					
4	オゾン層破壊の防止	○ オゾン層破壊物質の使用禁止の広報に努めます。	○		
5	酸性雨対策の推進	○ 市民および事業者へ有害化学物質の情報提供をします。	○		
6	ダイオキシン等による汚染の防止	○ ダイオキシン等の有害化学物質について、継続的に調査を行います。	○		
		○ 国や都と連携し、汚染防止対策に努めます。	○		
大気	(2) 環境を自動車による負荷から大	ア 道路と周辺環境の整備・改善			
		7	道路騒音・振動の防止	○ 道路の騒音・振動について、継続的に調査を行います。 ○ 調査データの分析を行い、問題があれば対策に取り組みます。	○ ○
			8	道路の整備・周辺環境の改善	○ 街路樹を保全して、道路環境や景観の改善に努めます。 ○ 植樹帯や緑化壁のある道路整備を推進します。
		9		粉じん防止対策の推進	○ トラック等を原因とする粉じん被害の防止に取り組みます。

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
大気	(2) 自動車による負荷から大気環境を守る	イ 公共交通等の利用促進および自動車の適正な利用		
		10 自動車利用の抑制、徒歩・自転車の活用促進	○ 広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。	後述の「重点アクション1 (3)」に記載
			○ レンタサイクルシステムの充実を図ります。	後述の「重点アクション1 (3)」に記載
			○ 市職員の通勤時のマイカー使用を制限します。	○
		11 公共交通の充実・利用促進	○ 公共交通事業者に利便性・快適性の向上を要請します。	○
			○ 公共交通空白地域の改善に努めます。	後述の「重点アクション1 (3)」に記載
			○ 公共交通の利用促進を図ります。	後述の「重点アクション1 (3)」に記載
			○ 旅客施設や車両等におけるバリアフリー化を要請します。	○
	12 低公害車の導入推進	○ 公用車は率先して低公害車へ切り替えます。	○	
	13 エコドライブの推進	○ エコドライブの重要性を周知します。	後述の「重点アクション1 (3)」に記載	
	14 事業車両・大型車両への啓発	○ 公用車の適正な運用を行います。	○	
		○ 大型車両運転者へ啓発活動や広報を実施します。	○	
	(3) 生活に伴う負荷から大気環境を守る	ア 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進		
		15 生活騒音対策の推進		
16 建設・解体工事等の騒音・振動・粉じんの防止		○ 騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体的な改善策を指導します。	○	
		○ 低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。	○	
17 悪臭の防止		○ 悪臭防止対策を行います。	○	
		○ 悪臭が発生した際は、関係機関と連携し迅速な対応を行います。	○	
18 有害化学物質の使用制限		○ 市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について知らせます。	○	
		○ 公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。	○	
19 低周波公害等の対策推進				
イ 花粉症対策の推進				
20 針葉樹林の適正管理	○ 東京都や関係機関と連携して、森林整備事業を推進し、森林の適正管理を推進します。	○		
21 花粉の少ないスギ等への植え替え	○ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。	○		

テーマ					
	基本方針				
	取組の方向性				
	具体的施策	市の取組	実施の有無		
「ごみと資源」	(1) 4Rを推進する	ア ごみゼロ社会の構築			
		1 生産段階からの取り組みの推進	○ 抜本的なごみ減量対策の実施に向けて努力します。	○	
		2 廃棄物の削減	○ 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に呼びかけていきます。	後述の「重点アクション2 (2)」に記載	
			○ 公共施設建設には、LCA(ライフサイクルアセスメント)を取り入れます。	○	
		3 リサイクルネットワークの構築	○ 収集したごみの資源化を推進します。	後述の「重点アクション2 (2)」に記載	
			○ 民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。	後述の「重点アクション2 (1)」に記載	
		4 廃棄物処理・リサイクル費用の認識	○ ごみ減量に向けて、市民・事業者を対象に、ごみ処理の現状に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。	○	
			○ 市内で発生するごみの質・量・処理やリサイクルにかかる費用をわかり易く公表します。	○	
		イ 4Rの推進	5 グリーンコンシューマー運動の推進	○ グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。	後述の「重点アクション2 (1)」に記載
				○ 授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。	後述の「重点アクション2 (1)」に記載
	6 リフューズ・リデュースの推進		○ マイバッグ持参運動を推進します。	後述の「重点アクション2 (1)」に記載	
	7 リユース・リサイクルの推進		○ リターナブル・リサイクル製品を購入・使用します。	○	
			○ リサイクル推進協力店を支援します。	後述の「重点アクション2 (1)」に記載	
			○ 修理・リフォーム・再商品化技能者への支援します。	後述の「重点アクション2 (1)」に記載	
			○ ごみの資源化に努めます。	○	
	○ 資源の集団回収を奨励します。		後述の「重点アクション2 (1)」に記載		
	ウ ごみ処理施設を必要としない社会の形成				
	に(2)処理する廃棄物を適正		8 できるだけ環境負荷の少ない処理方法の研究・実践	○ ごみの資源化を推進し、焼却ごみを減らします。	○
		○ サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。		後述の「重点アクション2 (1)」に記載	
		9 市内で実施可能なごみの処理方法の検討・実施	○ リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。	後述の「重点アクション2 (1)」に記載	
10 生ごみ等の資源化の推進		○ 生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。	○		
に(2)処理する廃棄物を適正	ア 一般廃棄物の適正処理				
	11 ごみ処理体制の整備	○ 分別収集体制の充実に努めるとともに、より経済的・効率的な収集・処理方法の検討を行います。	○		
		○ ごみ処理施設の計画的な整備・更新等を行います。	○		
12 野外焼却等の防止	不法な野焼き、不適合焼却炉による焼却の取り締まりと周知に努めるとともに、指導を行います。	○			

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
「ごみと資源」	(2) 適正に処理する廃棄物を	イ 産業廃棄物等の適正処理		
		13 産業廃棄物の適正処理	○ 不法投棄の実態を把握し、対応していきます。	○
		14 建設発生土の適正処理	○ 建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに活用できるようにします。	○
「エネルギー」	(1) エネルギーを有効に活用する	ア 省エネルギーの推進		
		1 ライフスタイルの見直しと省エネルギー行動の実践	○ 地球温暖化対策実行計画を進めます。	○
			○ 市民のライフスタイル見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。	後述の「重点アクション1 (1)」に記載
			○ 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。	後述の「重点アクション1 (1)」に記載
			○ 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。	後述の「重点アクション1 (1)」に記載
		2 省エネルギー機器・設備の導入促進	○ グリーン購入を推進します。	後述の「重点アクション1 (1)」に記載
			○ 市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。	○
		3 環境負荷の少ない製品の製造と購入	○ 公用車の導入の際は、低公害車を選びます。また、燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。	後述の「重点アクション1 (3)」に記載
			○ 環境に配慮した電力調達契約締結に努めます。	○
		4 流通によるエネルギー消費の削減		
		イ エネルギー高度利用の推進		
		5 建築物の省エネルギー対策の推進	○ 市民の省エネルギーの取り組みを支援します。	○
			○ 「建築物環境計画制度」の周知を図ります。	○
			○ 公共施設には、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。	○
6 複合的な省エネルギー施策の展開	○ 公共施設には、高効率空調設備などの省エネルギー設備を積極的に導入するとともに、BEMS(ビルエネルギー管理システム)の導入を検討します。	○		
	○ 施設設備改修時には環境意識を踏まえた、省エネルギー、省CO2型の設備改修に努めます。	○		
7 再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行				
ア 再生可能エネルギー等の利用促進				
8 太陽光発電システム等の普及・促進	○ 再生可能エネルギー等の導入を促進します。	○		
	○ 再生可能エネルギー等の効率的利用に向けて、蓄電池等の導入促進を図ります。	○		
9 木質バイオマスエネルギーの利用促進	○ 木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。	後述の「重点アクション1 (2)」に記載		
	○ 木質バイオマスの利用促進に努めます。	後述の「重点アクション1 (2)」に記載		
10 小水力発電の導入検討	○ 小水力発電等の導入を検討します。	後述の「重点アクション1 (2)」に記載		
11 BDF(バイオディーゼル燃料)の利用促進	○ 廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)化し、公用車などの燃料として活用します。	後述の「重点アクション1 (2)」、「重点アクション2 (3)」に記載		
12 その他の再生可能エネルギー等の導入検討	○ コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。	後述の「重点アクション1 (2)」に記載		
	○ 食品系バイオマス利用設備の導入や未利用熱利用方策などについて調査・研究を行います。	○		

テーマ			
基本方針	取組の方向性		
	具体的施策	市の取組	実施の有無
	ひと	ア 人や生き物を思いやるこころの育成	
(1) こころが通い合う「ふるさと」を育む	1 自然の豊かさ、尊さを知る環境学習の推進	○ ビオトープなど、環境学習を推進します。	○
	2 挨拶が行きかう、笑顔のあふれるまちづくり		
	イ やすらぎのある地域づくり		
	3 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	○ 公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。	○
	4 安心して歩ける道路環境の整備	○ 安心して歩ける歩道を整備します。	○
		○ 大型車両の通行マナーの向上に向けた普及啓発を行います。	○
		○ 歩行者等の安全を確保して道路工事をを行います。	○
		○ 電線類の地中化を推進します。	○
	ウ 歴史と風土が調和したまちなみの実現		
	5 自然と調和したまちなみの保全	○ 「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然と調和したまちなみの保全に引き続き取り組みます。	○
○ まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。		○	
6 無秩序な開発の防止	○ 市民参加、説明責任、情報公開の合意形成の仕組み作りに取り組みます。	○	
(2) 環境のためのネットワークを共に創る	ア パートナーシップの充実		
	7 市政への市民意見の反映	○ 政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。	○
		○ ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつくります。	—
	8 環境情報の発信・共有化	○ 全庁的な環境政策の推進を図ります。	○
		○ 窓口やインターネットで環境情報をすぐ閲覧できるようにします。	○
	イ 地域に根ざした環境への取り組み		
9 子どもの視点の尊重	○ 子どもエコグループの活動を支援します。	○	
10 NPO等への支援	○ NPOなどの支援を行います。	○	
11 市民参加によるまちづくりの推進	○ 市民によるまちづくりを支援します。	○	
歴史(3)を伝え創造する文化・	ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承		
	12 芸術文化を楽しむ場の充実	○ 市外の人へ郷土の文化を広く伝えます。	○
		○ 芸術・文化活動に対して積極的に支援します。	○
	13 地域文化・生活の知恵の伝承	○ 文化や生活技術などを記録し、伝承します。	○
14 地域の歴史の学習と伝承	○ 昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。	○	

テーマ			
基本方針			
取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無
ひと (4) マナーを守る地域コミュニティを育む	ア 環境に対するマナーの向上		
	15 ごみの排出ルールの厳守	○ ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。	○
	16 観光ごみの持ち帰り	○ 観光ごみの持ち帰り運動を推進します。	○
	17 ポイ捨て・不法投棄の防止	○ 道路の植え込みや公園等へのポイ捨てごみなど、適切に管理を行います。	○
		○ 定期的な不法投棄パトロールを強化します。	○
		○ 喫煙のマナーアップや健康への影響について広報します。	○
		○ 公的施設での分煙を徹底します。	○
○ タバコのポイ捨て禁止について、市民への啓発活動を進めます。	○		
18 ペットの飼い主のマナー向上	○ 「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」を運用し、ペットの飼い主のマナー向上、分煙の徹底に向けて取り組みます。	○	
重点アクション 1	(1) 省エネルギー対策の推進		
		○ 市民のライフスタイルを見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。	△
		○ 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。	○
		○ 省エネ家電、高効率空調設備、HEMS、BEMS等の省エネルギー設備の導入促進に努めます。	○
		○ 住宅や建築物の省エネルギー型の改修に向けた取り組みを推進します。	○
		○ 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。	—
		○ グリーン購入を推進します。	○
	(2) 再生可能エネルギー等の導入促進		
		○ 再生可能エネルギー等に関する情報提供に努めます。	○
		○ 木質バイオマスの利用促進に努めます。	○
		○ 木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。	○
		○ 住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及に努めます。	○
		○ 小水力発電の導入を検討します。	△
	○ 各家庭から回収した廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。	○	
	○ コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。	○	

テーマ			
	基本方針		
	取組の方向性		
	具体的施策	市の取組	実施の有無
重点アクション 1	(3) 低炭素型の交通システムへの転換		
	○ 広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。		○
	○ エコドライブの重要性を周知します。		○
	○ 公共交通空白地域の改善に努めます。		○
	○ 公共交通の利用促進を図ります。		○
	○ レンタサイクルシステムの充実を図ります。		△
	○ 低公害車の導入促進に努めます。		○
	○ 燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。		○
	○ 公用車の導入の際は、低公害車を選びます。		○
	(4) 森林の整備による吸収源対策の推進		
	○ 森林の適正な維持管理を推進します。		○
	○ 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。		—
	○ 森林保全リーダーを養成していきます。		—
	○ 森林ボランティア活動のPRを行います。		○
	○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。		○
	○ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。		—
	○ 市の公共施設の建設においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。		○
	○ 地域木材の普及PRを促進します。		○
○ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を促進します。		○	
重点アクション 2	(1) 4Rの推進		
	○ グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。		○
	○ リターナブル・リサイクル製品の購入・使用を推進します。		○
	○ リサイクル推進協力店を支援します。		○
	○ レジ袋をもらわない、マイバッグ持参運動を推進します。		○
	○ 修理・リフォーム・再商品化技術者を支援します。		—
	○ 紙類、プラスチック容器包装類の再資源化を図ります。		○
	○ サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。		○
	○ 資源の集団回収を奨励します。		○
	○ 民間事業者が誰でも参加できるようリサイクルのネットワーク体制を作ります。		—
	○ リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。		—
	○ 授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。		○

テーマ			
基本方針			
取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無
重点アクション 2	(2)ごみ削減強化と資源化の推進		
		○ 1人1日当たりの燃やすごみ排出量を510gに減量に向けて、市民・事業者等を対象に、ごみ処理の現状等に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。	○
		○ ごみの分別について周知徹底を図り、ごみの資源化を推進します。	○
		○ 不燃残渣の資源化を推進します。	○
		○ 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に要請します。	○
	(3)バイオマスエネルギーの活用		
		○ 間伐材や剪定枝等の木質バイオマスの活用について検討します。	○
		○ 燃料となる木質チップや木質ペレットへの加工、木質バイオマスボイラーや木質ペレットストーブの導入・普及など、木質バイオマスエネルギーの活用に向けた仕組みのあり方や事業化方策について検討します。	○
		○ 廃食用油の更なる回収方法について検討します。	○
		○ 廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。	○
		○ エネルギー効率の高い廃棄物発電・熱利用設備やバイオマス利用設備の導入など、未利用エネルギーの活用方策について調査・検討します。	○
	(4)農産物等の地産地消の推進		
		○ 地元産の農産物の販売促進や学校給食などへの使用を通じて、農産物の地産地消を促進します。	○
		○ 生ごみのたい肥化に向けた取組を推進します。	○
	○ 市庁舎等の市の施設には、地域木材の使用に努めます。	○	
	○ 地域木材の利用促進にむけたPRを行います。	○	
	○ 小・中学校では、地域木材を使用した木製品の利用を促進します。	-	
	○ 間伐材の利用を促進します。	○	
重点アクション 3	(1)「知る」～生物多様性への理解の促進		
		○ 市民・事業者と協働で、市内の自然環境の特性ごとに、生物の生息状況調査を実施し、実施把握を行います。	○
		○ これまでに行われてきた保全活動や調査等のデータを集約し、青梅市生物多様性地域戦略の策定に生かします。	○
		○ 市民参加型のモニタリング方法を研究し、収集した市内の生物多様性に関する情報の収集・発信などの仕組みづくりを検討します。	○
		○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性のよりの確な状況把握に向けた取組や市民・事業者へのPR・啓発方策のあり方を明らかにします。	○
	○ 生物多様性に係る情報や取り組みを多様な視点、多様な手法により発信し、生物多様性への理解を促進していきます。	○	

テーマ			
基本方針			
取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無
重点 ア ク シ ョ ン 3	(2)「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生		
		○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物の生育・生息環境の保全と再生に向けた具体的取組を明らかにします。	○
		○ グリーンマップを作成します。	—
		○ 青梅の森を、身近な里山として、市民や各種団体等と協働し保全を行います。	○
		○ 民間林の造林や間伐等を支援するとともに、企業の森等において森林の整備を推進し、森林の多面的な機能の回復に努めます。	○
		○ 河辺地区の「水辺の楽校」をはじめとする水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、新たな水辺空間の整備について、関係機関と連携して検討・推進します。	○
		○ 地域の生態系への悪影響が懸念される特定外来生物への対策を推進します。	○
	(3)「伝える」～生物多様性の承継		
		○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性を次世代に承継するための具体的取組を明らかにします。	○
		○ 自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。	○
		○ 地域木材の普及PRを推進します。	○
		○ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。	○
	(4)「参加する」～協働による生物多様性への取組		
		○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の取組について多様な主体が参加・協働するための仕組みをつくります。	○
		○ 市民が動植物の実態把握調査の一部に参加する仕組みや体制、さらにその結果を活用した普及啓発の方法について検討し、実施していきます。	○
		○ 市民等との協働事業等も活用し、生物多様性の取組を推進していきます。	○
		○ 生物多様性の保全と再生を目的とした活動を行う団体への支援を図り、自主的な取り組みを活性化させます。	○
		○ 学校教育や体験学習等を通じ、将来を担う若い世代の生物多様性に関する関心と認識の向上を図ります。	○
		○ 生物多様性の大切さや魅力を伝えるリーダーやコーディネーターとしての人材活用・育成の仕組みづくりを進めます。	○
	○ 生物多様性に係る活動の情報交換・人材交流の機会・場の創出を図ります。	○	
	○ 特産物の育成や地産地消の推進、人にも環境にもやさしい環境保全型の農業への転換など、持続可能な農業を推進できるよう支援します。	○	
	○ 遊休農地などを活用し、市民が農業にふれあうことのできる農業体験の場をつくとともに、生物多様性に係る関心と認識の向上を図る場としても活用します。	○	
	○ グリーンコンシューマー(環境に負荷の少ない行動をする消費者)が一人でも増えるよう、環境負荷の少ないライフスタイルの実践と定着に向けた普及啓発等の運動を推進します。	○	
	○ 環境にやさしい企業・事業活動の推進を図ります。	○	

※ 実施の有無には、平成30年度までに着手した状態も含みます。

9 青梅ひとと生き物イキイキプラン 平成30年度 市の取組一覧

○ 平成30年度中に着手
 △ 調査・検討段階
 - 未着手

テーマ			
基本方針			
施策の柱			
	施策の方向性	市の取組	着手の状況
みしま「物知る」 につなげる な果実的 な状態を 自然を まなす 取組を 把握	(1) 生き物の生息・生育状況の継続的な把握と情報の活用		
	① 生き物の生息・生育状況調査の実施	○ 市民協働による生き物調査の実施	○
	② 情報収集のしくみづくり	○ 生き物情報データベースの構築	○
「守り、育てる」山・里・川・まちの多様な自然環境を守り、育てます	(1) 山地の保全と活用		
	① 自然林の保全		
	② 森林整備の推進	○ 東京都の多摩森林再生事業を通じた、スギ・ヒノキの間伐	○
		○ 東京都の森林循環促進事業による森づくりの推進	○
	(2) 丘陵地の保全と活用		
	① 里山林の保全と活用	○ 「青梅の森事業計画」にもとづく保全と活用	○
		② 湿地環境の保全	
	(3) 河川や水辺、崖線樹林や水資源の保全		
	① 河川の生態系の保全	○ 水生生物の調査および保全の推進	○
		○ 市の施設における水生生物展示や移動水族館等を通じたPR	○
	② 崖線樹林の保全	○ ルールにもとづく崖線樹林の保全	○
		○ 地域連携による広域的な崖線樹林の保全	△
		○ 多摩川と一体となった景観の形成	○
	③ 水資源の保全	○ 関係団体との連携による、源流域の森林の保全および普及啓発	-
		○ 透水性舗装等の整備推進	○
		○ 雨水浸透施設・雨水小型貯留地施設設置への補助	○
	④ 水質の保全	○ 河川や地下水等の水質調査の実施	○
		○ 市民・事業所等の排水に関する指導・啓発	○
		○ 計画にもとづいた公共下水道や公設浄化槽の整備推進	○
	(4) 身近な自然の保全・育成		
① 農地の保全	○ 東京都エコ農産物の生産支援	○	
② 生き物に配慮した公園の管理	○ 生物多様性の確保に配慮した公園樹木の伐採	○	
	○ 在来種に配慮した公園樹木・草花の選定	○	
③ まちなかの緑化推進	○ 生け垣設置の助成	○	
	○ みどりのカーテンの推進	○	
④ 緑の回廊づくり	○ 緑の連続性に配慮した街路樹の維持管理	-	

テーマ			
基本方針			
施策の柱			
	施策の方向性	市の取組	着手の状況
環境を守り、育てる【山・里・川・まちの多様な自然】	(5) 特定外来生物等への対策推進・有害鳥獣による被害の防止		
	① 特定外来生物等への対策推進	○ 外来種等の調査および対策の検討および推進	○
		○ 市内に生息・生育する侵略的外来種のリスト化	△
		○ 外来種の飼育等に関する市民への情報発信	○
		○ 特定外来生物の対策検討	○
	② 有害鳥獣による被害の防止	○ 鳥獣被害の調査・対策	○
		○ 被害防止のための市民への情報発信	○
		○ 市内猟友会や周辺自治体との連携による有害鳥獣の捕獲	○
		○ 東京都・周辺自治体と連携した対策の検討	○
	【活かす】生物多様性の恵みを、まちづくりに活かします	(1) 生物多様性の恵みを活かした産業振興・文化振興	
① 遊歩道・ハイキングコースの普及		○ 遊歩道・ハイキングコースの適正な維持管理	○
		○ ハイキングや登山のフィールドとしてのPR	○
② 自然資源を活かした観光振興		○ 豊かな自然や歴史・文化を活用した観光商品の検討	○
③ 生物多様性の恵みを活かした特産品づく		○ 6次産業化の推進	○
④ 自然が育む文化の継承		○ 地場産業や伝統工芸の記録・保存	○
		○ 昔話や民話の記録・保存	○
(2) 地域木材の活用			
① 地域木材の活用推進		○ 公共施設における積極的な地域木材の活用	○
		○ 地域木材を使用した木工製品の流通体制や、地元産の木材の安定調達方法の検討	○
② 地域木材の普及PR		○ 木工体験の実施	○
		○ さまざまな機会をとらえた地域木材の普及PR	○
③ 木質バイオマスエネルギーの有効活用に向けたしくみの検討		○ 木質バイオマスエネルギーの有効活用の推進に向けた検討	○
(3) 河川や水辺の活用			
① 水辺の活用		○ 「水辺の楽校」を通じた水辺の活用	○
② 新たな水辺空間の整備の検討		○ 新たな水辺空間の整備の検討	○
(4) 農とのふれあいの推進			
① 地産地消の推進	○ 学校給食における地場農産物の活用	○	
	○ 直売所等の支援	○	
② 農業体験の場づくり	○ 市民農園の運営	○	
	○ 農家開設型市民農園および農業体験農園の開催支援	○	
	○ 花木園の体験学習農園の貸し出し	○	

テーマ				
基本方針				
施策の柱				
	施策の方向性	市の取組	着手の状況	
をき「広める魅力を増やします」青梅の自然や生	(1) 生物多様性に関する普及啓発			
	① 生物多様性に関する情報発信	○ 市のHPや市の施設等を活用した生物多様性に関する情報発信	○	
		○ 生物多様性に関する啓発資料の作成	△	
		○ 観光客が多く訪れる施設等との連携による情報発信	○	
	② イベント等を通じた普及啓発	○ おうめ環境フェスタの開催	○	
	【参加・協働する】みんなが丸となって、生物多様性の保全に取り組みます	(1) 協働の推進		
		① 市民参加の調査のしくみづくり	○ 市民参加の調査のしくみの検討	—
			○ 市民提案協働事業の活用による生物多様性の取組み推進	○
		③ 市民活動の支援	○ 市民による公共空間の保全活動や美化活動の支援	○
			○ 市民団体の活動を発表できる場の提供	△
④ 情報交換・人材交流の場づくり		○ 生物多様性にかかわる活動の情報交換・人材交流の機会・場の検討	○	
(2) 人材の育成				
① 人材育成・活躍の機会づくり		○ 本市の自然環境に詳しい人材の把握と活用	○	
		○ 森林ボランティア育成講座の開催	○	
② 学校における環境学習の推進		○ 畑や水田での生産体験学習の推進	○	
	○ 学校ビオトープの活用	○		
	○ 学校における環境学習の推進	○		
③ 体験学習等の場づくり	○ 生き物や自然環境をテーマとして盛り込んだ講座の実施	○		
(3) 環境配慮行動の推進				
① 環境負荷の少ない生活様式の推進	○ 環境に配慮した商品についての普及・啓発	○		
	○ 公共施設における環境配慮のアピールを通じた環境配慮行動の推進	○		
② 環境にやさしい事業者・事業活動の促進	○ 事業者のCSR活動や環境活動への参加促進	—		

※ 実施の有無には、平成30年度までに着手した状態も含まれます。

10 環境基本計画 環境目標達成値（平成30年度）

指標	現況値	目標値	達成値
森林面積	6,464ha (平成25年度)	6,464ha	6,464ha (平成30年度)
経営耕地面積	223ha (平成22年度)	201ha	155ha (平成27年度)
河川(市内各地点)の BOD環境基準達成度	100% (平成24年度)	100%	100% (平成30年度)
二酸化硫黄濃度(市役 所屋上)(年平均)	0.001ppm (平成24年度)	現況値以下	0.000ppm (平成30年度)
大気中ダイオキシン 類濃度(市役所屋上)	0.016~0.014 pg-TEQ/m ³ (平成24年度)	現況値以下	0.013~0.011 pg-TEQ/m ³ (平成30年度)
主要交差点における 二酸化窒素の測定値 (ppm)	0.026~0.010ppm (平成24年度)	現況値以下	0.024~0.010ppm (平成30年度)
主要道路における騒 音の測定値(dB)	72~50dB (平成24年度)	現況値以下	69~54dB (平成30年度)
市民1人1日当たり の燃やすごみ排出量	567g (平成24年度)	510g以下に 減らす	551g (平成30年度)
市民1人1か月当た りの電力使用量	413kWh/人・月 (平成25年度)	388kWh/人・月	407kWh/人・月 (平成30年度)